

桜門会規程

平成14年7月2日制定
令和5年7月31日改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学校友会会則第4条第2項に基づき、日本大学校友会桜門会（以下『桜門会』という）に関する事項を定める。

(桜 門 会)

第2条 桜門会は、日本大学校友会正会員により組織され、日本大学校友会に公認された団体とする。ただし、校友会支部規程による支部は除く。

2 桜門会は、校友会支部規程に定められた支部の下部組織とし、各都道府県支部の協力組織とする。

(会 員 数)

第3条 桜門会は、正会員15名以上をもって構成する。

(公認申請)

第4条 桜門会の公認を申請する場合は、次の事項を記載した申請書を、校友会会長宛に提出しなければならない。

① 桜門会会則

② 加盟会員名簿及び役員名簿

2 前項の申請があった場合、校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査の上、執行部会に報告する。

3 執行部会は、前項の報告を受け、審議決定を行い、その結果を役員総会に報告する。

(会 費)

第5条 前条により、日本大学校友会から公認された桜門会は速やかに、別に定める年会費を納入しなければならない。

(役 員)

第6条 桜門会には、会長及び役員を置く。

2 会長は、会長及び役員の変替、会員の異動等重要な事項について、その都度速やかに校友会本部事務局に報告しなければならない。

(桜門会の事務局)

第7条 桜門会の事務局には、一定の場所に桜門会会則、桜門会会員名簿及び桜門会会計帳簿その他関係書類を備え置かなければならない。

(会費の徴収)

第8条 桜門会は、必要に応じて会の運営に係る会費を会員から徴収することができる。

(規程の遵守)

第9条 桜門会は、日本大学校友会会則及びこの規程を遵守しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年7月31日から施行する。